

## 鎌ヶ谷市自治会連合協議会表彰及び慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、鎌ヶ谷市自治会連合協議会(以下「自連協」という。)の行う表彰及び慶弔に関して必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号に該当する者に対して、自連協がこれを行う。

- (1) 自連協の理事として、6年以上その職にあった者
- (2) 単位自治会長として、その職に8年以上ある者、又はあった者
- (3) その他特に賞揚するに当たると認められる業績のある者、又はあった者

(表彰の授与)

第3条 表彰は次の各号によって行う。

- (1) 前条の第1号、第2号に該当する者は表彰状と副賞の授与によってこれを行う。
- (2) 前条の第3号に該当する者は感謝状と副賞の授与によってこれを行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、総会のとき行う。ただし、会長において必要があると認める場合は、その都度これを行うことができる。

(選考及び決定)

第5条 本規程により表彰を要すると認められる者があるときは、地区自治会において表彰推せん調書(別記様式)を作成し、総務委員長に提出する。

2 総務委員長は提出された表彰推せん調書を総務会で取りまとめ、会長に提出しなければならない。

3 会長は、理事会に報告する。

(在職年数の計算)

第6条 第2条第1号、第2号の各号に該当する者の在職年数は、次の各号により決定する。

- (1) 在職年数は、就任の1月から起算して算定し、1月に満たない端数は1月とする。
- (2) 再就任した者の在職年数は、通算する。
- (3) 在職年数の基準日は、毎年3月1日とする。

(見舞金)

第7条 理事が病気等により2週間以上、入院した場合は、病気見舞金として5,000円を支給する。

2 理事が不慮の災害により、住居又は家財を罹災した場合は、災害見舞金として10,000円を支給する。

(弔意金)

第8条 理事及び監事、顧問が死亡したときは、遺族に対し弔慰金として10,000円を支給する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議を経て定める。

2 この規程は、毎年見直すこととする。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月3日から施行する。

別記(第5条第1号)

## 表彰推せん調書

年 月 日

		自治会名			
表彰の種類	<input type="checkbox"/> 表彰状 <input type="checkbox"/> 感謝状				
ふりがな			生年月日	昭和	年 月 日 ( 歳)
氏名 又は 団体名					
住所			電話番号		
功労又は 善行の概要					
賞罰歴					
その他の 参考事項					
総務会 の意見	役員会 の意見	表彰の区分	表彰年月日	備考	